

安全・安心まちづくり委員会 公募委員募集要領

1 目的

平成18年4月1日に施行された「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき設置された「安全・安心まちづくり委員会」は、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、基本計画やその他犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進に関する事項を審議します。

公正で開かれた県政運営と県民各層の幅広い意見反映を実現するため、委員の公募を実施します。

2 募集人数：若干名

3 応募期間

令和2年8月7日（金）から同年9月11日（金）まで

4 応募資格

次のいずれにも該当する方。ただし、宮城県と市町村の職員は除きます。

- (1) 犯罪のない安全・安心まちづくりに関心と理解があり、地域づくりや防犯活動の経験のある方
- (2) 平日に開催される会議に確実に出席できる方（任期開始後、令和2年度は2回、令和3年度に1回程度開催予定）
- (3) 宮城県内に居住している方
- (4) 令和2年4月1日現在で満20歳以上の方

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 必要事項を記入した応募用紙

イ 「犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくり」についての意見・提言（800字程度、様式自由、手書き・ワープロ可）

※ 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の概要については、別紙を参考にしてください。

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メール（令和2年9月11日（金）必着）

なお、応募書類は返却いたしませんのであらかじめ御了承願います。

6 選考方法

書類審査による1次選考で数名程度に絞り込み、その後面接による2次選考を行い、最終決定します。

7 選考結果

1次選考（書類審査）の結果は、令和2年9月25日（金）までに決定します。

2次選考（面接）の実施は、9月下旬～10月上旬を予定しています。

8 任期、報酬等

任期は、令和2年10月30日から令和4年10月29日までの2年間となります。

会議に出席の都度、条例で定める報酬（日額）及び旅費を支給いたします。

9 問合せ先

宮城県環境生活部共同参画社会推進課 安全・安心まちづくり推進班

（〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1）

電話：022-211-2567、FAX：022-211-2392、E-mail：kyoshas@pref.miyagi.lg.jp